

注意事項

野々市市地域政策部市民生活課

若松墓地の使用については、法律や市条例により次のとおり定められていますので、必ず守ってください（墓地、埋葬等に関する法律、野々市市墓地の設置等に関する条例、同条例施行規則等）。

1 墓地使用权の資格

墓地の使用者は、次の要件を満たしていなければいけません。

- (1) 本市に引き続き1年以上住所を有するものであって、祭祀を主催すべきもの又は自己の死後にその焼骨の埋蔵をすることを希望する者条例に基づく野々市市長の許可を受けていること。
- (2) 使用許可を受けた日から2年以内に必要な設備（納骨ができ、衛生上問題を生じない施設）を設置することができる者

2 墓地使用者の義務

墓地の使用者は、次の事項を守らなければいけません。

なお、違反した場合は、墓地の使用許可が取り消されることがあります。

- (1) 焼骨の埋蔵及びこれに伴う墓碑の建設以外に使用しないこと。
- (2) 墓碑や設備等の制限を守ること。
若松墓地に墓碑等を設置する場合には、次のとおり制限があります。
 - ア 墓碑、墓標の高さは地盤面から2.5m以下とする。
 - イ 盛土は地盤面から45cm以内とし、周囲の土留工事は石材又はコンクリートで築造すること。
 - ウ 周囲設備の高さは、地盤面から1.35m以下とすること。
 - エ 上屋類、板塀等の施設の設置及び植栽はできません。
- (3) 関係する法令又は条例若しくはこれに基づく規則を遵守し、墓地の管理又は事業執行上必要な指示に従うこと。
- (4) 墓地を使用する必要がなくなったときは、直ちに返還すること。

3 墓地の使用許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、墓地の使用権を取り消すことがあります。

なお、墓地の使用権を取り消された場合は、直ちにその場所を原状に復して返還しなければいけません。

- (1) 墓地施設又は附属施設を許可を受けた目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 墓地施設又は附属施設の使用の権利を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 許可を受けた日から2年以内に、正当な理由がなく許可を受けた場所に必要な設備を

設けないとき。

(4) 所定の使用料を納付しないとき。

(5) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

4 その他

(1) 供物、切花等のごみは、使用者が処分してください。

(2) 通路等の除草にご協力をお願いいたします。

(3) 墓参時には道路上での駐車を控えてください。